

事 務 連 絡

平成28年3月31日

各都道府県知事衛生主管部（局）  
がん対策担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「事業評価のためのチェックリスト」等について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しており、平成28年2月4日付け健発0204第13号厚生労働省健康局長通知において指針の一部を改正したところです。

また、がん検診における事業評価については、「事業評価のためのチェックリスト」等を活用いただいているところですが、今般、指針で示したとおり、改定後の「事業評価のためのチェックリスト」等について、国立がん研究センターから別添のとおり示されましたので、貴管内市町村及び関係団体に対して周知するとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。